明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十八年総務省告示第三百三十三号の一部を訂正する件（総務二〇七）　一
○平成二十九年総務省告示第四百十二号の一部を訂正する件（同二〇八）　二
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（同二〇九）　三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一八（平成三十）年一～三月期）（内閣府）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○総務省告示第二百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、若井康彦から取下げの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第三百三十三号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年六月二十一日

総務大臣　野田　聖子